

## 誰もが安心して利用できる公的介護保険制度への改善を求める意見書

2005年の介護保険法の「改定」のもとで、高すぎる保険料・利用料、必要な介護サービスのとりあげ、深刻な施設不足と待機者の急増、介護労働者の労働条件の悪化など、さまざまな問題が浮き彫りとなっています。

例えばこの間、施設の食費・住居費の全額自己負担化によって、負担の重さにたえきれず、施設を退所したり、利用をあきらめる人、特別養護老人ホームの待機者が全国で38万人を超えているのに、療養病床の廃止によってさらに施設から高齢者が追い出されるなど、深刻な事態が広がっています。

また、「予防」や「自立支援」の名による軽度者からの介護ベッドや車イス、訪問介護や通所介護などの介護サービスのとりあげなどで、家族の介護負担は増え、介護を苦しめた悲惨な事件や高齢者の孤独死なども後を絶ちません。

さらに、介護予防や保険福祉の事業が「地域支援事業」として介護保険に吸収され、公的な責任と行政の財政負担は後退し、各地の介護予防事業は閑古鳥が鳴いている上に、地域の高齢者の実態を把握し介護予防や虐待防止などの取り組みの中心になるとされた地域包括支援センターも、介護予防プランの作成で手一杯という実態です。

まさに、現行介護保険制度のさまざまな問題点を改善し、誰もが安心して利用できる公的介護保険制度の確立へ、抜本的改善が求められています。よって、以下の改善・充実を求めます。

- (1) 国庫負担を増やし、介護保険料を抑えるとともに、利用料・保険料の減免制度をつくること。
- (2) 保険料・利用料のあり方を、支払い能力に応じた負担に改めていくこと。
- (3) 要介護認定と利用限度額のあり方を抜本的に見直し改善すること。
- (4) 特養ホーム、生活支援ハウスなどの計画的整備、ショートステイの確保、グループホームや小規模多機能への支援など、在宅でも施設でも、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤整備をすすめること。
- (5) 地域に暮らす高齢者の生活を行政がつかみ、総合的にその生活を支えていくために、地域包括支援センターの活動などを充実させること。
- (6) 介護・医療・福祉などの連携をすすめ、国と自治体の責任で高齢者の健康づくりをすすめること。
- (7) 介護労働者の労働条件を守り、改善するために、介護報酬の改善などにと

りくむこと。

(8) これからの財源を確保するために、介護給付費の国庫負担割合を計画的に50%まで引き上げることがめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月13日

名 寄 市 議 会